

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金のご案内

R3.8.18時点

大阪府知事が決定した営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して、営業時間短縮協力金を支給しています。
要請期間毎に申請が必要です。期限までにお忘れなくお手続きください。

	支給額	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
第1期 協力金 (大阪府全域)	支給額:150万円	要請 1/14 - 2/7	受付 2/8 - 3/22			再申請受付 4/27 - 5/14				
第2期 協力金 (大阪府全域)	支給額:126万円		要請 2/8 - 2/28	受付 3/8 - 5/14						
第3期 協力金(府・市) (大阪市全域)	支給額:140万円	緊急事態宣言 (1/14-2/28)		要請 3/1 - 4/4	受付 4/8 - 5/27					
第4期 協力金 (大阪市内)	<まん延防止等 重点措置区域協力金> 支給額:80~200万円※ ※売上高減少方式を用いる場合、最大400万円			(注) 大阪市内と大阪市内外で要請期間・内容及び支給内容が異なります。	要請 4/5 - 4/24	受付 5/20 - 7/7				
(大阪市外)	支給額:96万円				要請 4/1 - 4/24	受付 5/20 - 7/7				
第5期 協力金 (大阪府全域)	支給額:148~370万円※ ※売上高減少方式を用いる場合、最大740万円				要請 4/25 - 5/31	受付 6/8 - 7/19				
第6期 協力金 (大阪府全域)	支給額:80~200万円※ ※売上高減少方式を用いる場合、最大400万円					要請 6/1 - 6/20	受付 7/1 - 8/11			
第7期 協力金 (大阪府全域)	支給額 大阪府内の33市 246~720万円※ 大阪府内の10町村 225~615万円※ ※売上高減少方式を用いる場合、最大1,440万円 ※早期給付を受給した場合は、合計の支給額から早期給付額を差し引いた残額を支給					要請 6/21 - 7/11	要請 7/12 - 8/1	要請 8/2 - 8/31		
早期給付 (売上高方式申請事業者のみ)	支給額:大阪府内の33市 一律84万円 大阪府内の10町村 一律70万円 ※要請に継続的に応じている店舗に、要請期間の終了を待たずに営業時間短縮協力金の一部を早期給付 早期給付の申請をしたとしても、要請内容の遵守状況確認のため本申請が必要						受付[早期給付] 7/21 - 7/31	受付[本申請] 8/16 - 9/27		
第8期 協力金 (大阪府全域)	支給額:48~120万円※ ※売上高減少方式を用いる場合、最大240万円								要請 9/1 - 9/12	緊急事態宣言 (8/2-9/12)